

平成 20 年 3 月 17 日

各 位

会 社 名 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 森 下 一 喜
(コード番号：3765 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 推 進 本 部 長 松 阪 洋
(TEL：03-5511-1400 (代表))

民事訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、当社元職員による当社への不正アクセス行為による信用毀損および機会損失に関して東京高等裁判所にて係争中でありました訴訟につき、同裁判所において損害賠償請求に関する判決の言い渡しを受け、本日開催の取締役会におきまして上告することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯

平成 18 年 11 月 6 日 東京地方裁判所
訴訟を提起

平成 19 年 10 月 23 日 東京地方裁判所

被告（元職員）は、原告（ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社）に対し
金 330 万円を支払えとの第一審判決言渡し

平成 20 年 3 月 13 日 東京高等裁判所
控訴審判決言渡し

2. 判決の要旨

被控訴人（元職員）は、控訴人（ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社）に対し金 550 万円を支払え。

3. 訴訟の原因および判決に至った経緯

当社がサービスを提供しているオンラインゲーム「ラグナロクオンライン」において、被控訴人は直属の上司のアクセス ID を盗み見てゲームサーバーへ不正アクセスを行い、ゲーム内仮想通貨を作出、売却し、5,800 万円以上の利益を得ておりました。この行為は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反および当社のゲーム規約違反にあたり、当社が多年にわたる運営の努力の末作り上げたオンラインゲームとその信用、評判、人気を悪用し、当社の社会的評価・企業価値を著しく低下させました。同時に、一連の行為は幅広いメディアにおいても報道されており、多方面へ重大な影響をきたした事による信用毀損および機会損失、その他諸費用の合計として約 7,486 万円の支払いを求める訴訟を提起しておりました。

4. 今後の方針等

今回の判決において、①被控訴人による不法行為が存在していたこと、②被控訴人の不法行為により当社信用が毀損されたことが裁判所に認められました。しかし、被控訴人の不法行為を原因とする影響を鑑みると、その判決内容は承服できないものと考えており、当社は、上級審の判断を仰ぐべく上告することを決議いたしました。

なお、今回の決議にともなう当期の業績への影響は軽微であります。

以上